

**制度情報—2019年6月の法令から—**  
**北京市大地律師事務所**  
**(北京市大地律師事務所 日本部監修)**

## I. 重要な法令のポイント解説

### **外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）**

（発令元）国家發展改革委員会、商務部

（法令番号）令〔2019〕第25号

（公布日）2019年6月30日

（施行日）2019年7月30日

#### 1. 主なポイント

- (1) 一部の分野について、参入制限を廃止又は緩和するまでの移行期間を設定し、この期間が満了すると、予定の時期に参入制限が廃止又は緩和される。
- (2) 国外の投資者は、個人事業主、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして投資経営活動に従事してはならない。
- (3) 国外の投資者が当該ネガティブリスト中の外資による投資を禁止していない分野への投資を行うには、外資参入許可を取得しなければならない。出資持分割合に対する要求がある分野への投資において、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。

#### 2. 今後の留意点

当該ネガティブリストに載っていない文化、金融等の分野及び行政審査認可、資格条件、国家安全等に関連する措置については、現行のその他の関連規定に従い執行される。

### **外商投資奨励産業目録（2019年版）**

（発令元）国家發展改革委員会、商務部

（法令番号）令〔2019〕第27号

（公布日）2019年6月30日

（施行日）2019年7月30日

#### 1. 主なポイント

- (1) 2019年版の奨励目録の総条目数は1,108条あり、うち全国用の目録には415条あり、2017年版に対し67条を追加し、45条を改訂したものとなった。中西部用の目録は693条からなり、2017年版に比べると54条の追加、165条の改訂となった。
- (2) 製造業の質の高い発展に外資が参与することを奨励する。全国用目録において新設又は改訂が行われた条目のうち80%以上が製造業の範疇に属しており、ハイエンド製造、インテリジェント製造、グリーン製造等の分野に外資がより多く投資することを支持している。

- (3) 外資による生産型サービス業への投資を奨励する。中西部地域の外資産業の移転受け入れを支持する。

## 2. 今後の留意点

従前の『外商投資産業指導目録』奨励類、『中西部地区外商投資優勢産業目録』に関連する奨励類政策に続き、2019年版の奨励目録が適用されることとなる。外資による投資を奨励する条目に対し、総投資額中の輸入・自家用設備について関税を免除する政策が実行されるほか、条件を満たす西部地域の奨励産業に従事する外資系企業に対し、減税優遇を与えて企業所得税の徴収税率を15%とする。

### 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）

（発令元）国家発展改革委員会、商務部

（法令番号）令〔2019〕第26号

（公布日）2019年6月30日

（施行日）2019年7月30日

## 1. 主なポイント

- (1) 当該リストは、出資持分割合に対する要求や、高級管理職についての要求等、外資の投資参入における特別管理措置をまとめて提示しており、自由貿易試験区に適用される。当該リスト外の実業分野においては、国内資本企業と外資系企業一致の原則により管理を実施する。
- (2) 当該リストでは一部の分野について、参入制限を廃止又は緩和するまでの移行期間を設定し、この期間が満了すると、予定の時期に参入制限が廃止又は緩和される。

## 2. 今後の留意点

国外の投資家は、個人事業主、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして投資経営活動に従事してはならない。

### 市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）令〔2019〕第11号

（公布日）2019年6月26日

（施行日）2019年9月1日

## 1. 主なポイント

- (1) 市場支配的地位の範囲及び認定の要素について規定した。同時に、インターネット、知的財産権等の分野の市場支配的地位を占めると認定する場合に考量する要素についても規定し、運用可能性を高めた。（第5条、第11条、第12条）

- (2) 不公平な価格での商品販売又は購入、取引の拒否、取引の限定、抱き合わせ販売又は不合理な条件付きの取引、差別待遇等の市場支配的地位を濫用する行為について詳細に規定し、整備した。存在しうる「正当な理由」を明確に列挙し、運用可能性と市場主体の予測可能性を高めた。(第14条～第20条)
- (3) 書面形式で通報し、関連する事実や証拠が提供された場合、独占禁止法の執行機関は必要な調査を行わなければならない。(第24条)
- (4) 『独占禁止法』第45条の内容をより詳細に規定し、調査中止手続きの要求を明確にし、調査対象となった経営者が、法により調査中止を申請するための明確なガイドラインを示した。(第29条)
- (5) 経営者が市場支配的地位を濫用した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年の売上高の1～10%の制裁金を科す。(第37条)

## 2. 今後の留意点

独禁法執行機関より行政処理決定が出されると、法により社会に公表されることとなる。うち、行政罰の情報は、国家企業信用情報公示システムにより社会に公表される。

(全39条)

### 行政権の濫用による競争行為の排除、制限を制止するための暫定施行規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 令〔2019〕第12号

(公布日) 2019年6月26日

(施行日) 2019年9月1日

## 1. 主なポイント

- (1) 行政機関及び法律、法規により権限を与えられた公共事務を管理する機能を持つ組織は、次の行為を行ってはならない。
- ・行政権を濫用し、企業・組織又は個人が経営、購入及び使用する商品やサービスを、指定経営者が提供するものに限定するか、形を変えて限定すること。
  - ・地域間での商品の自由な流通を阻害すること。
  - ・その地域の入札活動又はその地域での投資、支社設立への地域外の経営者による参加を排斥又は制限すること。(第4条～第7条)
- (2) 行政機関は、行政権を濫用してはならず、規定、弁法、決定、公告、通知、意見、議事録等の形式により、競争を排除、制限する内容を含む内容の、市場参入、産業の発展、企業誘致、入札、政府調達及び経営等の行為にかかる規範や資格基準等、市場主体の経済活動に関わる規則、規範性文書及びその他の政策措置を制定、公布してはならない。(第9条)
- (3) 調査期間中に、当事者が措置を講じて関連の行為を自ら停止し、関連する結果が消除された場合、独禁法執行機関は調査を終了することができる。(第19条)

## 2. 今後の留意点

行政権を濫用して競争行為を排除し制限する行為について、『独占禁止法』では独禁法執行機関より上級機関に対し法による処理の提案を行うことができると規定されているが、行政罰を科すとは規定されていないことから、本規定における「取り締まり」は、「調査を行い、法による処理の提案を行う」ことを指すことが明確である。行政権の濫用による競争行為の排除、制限の行為を構成していると認識し、上級機関へ法による処理を提案する場合は、主要送付先機関名、調査対象となる機関名、違法の事実、調査対象機関の陳述した意見及び採用の状況、処理についての提案及び証拠等の事項を明記した行政建議書を作成する。

(全 25 条)

### 独占合意禁止暫定施行規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 令〔2019〕第 10 号

(公布日) 2019 年 6 月 26 日

(施行日) 2019 年 9 月 1 日

## 1. 主なポイント

- (1) 価格と価格以外の独占合意を分けないこととし、『独占禁止法』第 13 条、第 14 条に挙げられた価格の固定又は変更、生産・販売量の制限、市場の分割等の独占合意の形式 7 通りについて詳細に規定した。(第 5 条～第 9 条)
- (2) 『独占禁止法』第 45 条の内容をより詳細に規定し、調査中止手続きの要求を明確にし、調査対象となった経営者が、法により調査中止を申請するための明確なガイドラインを示した。同時に、調査中止を適用する基準をより厳しく設定するために、価格の固定、商品の生産・販売量の制限、市場分割等の行為については中止のプロセスを適用しないものと定めた。(第 21 条、第 22 条)
- (3) 『独占禁止法』第 15 条の経営者は法により適用免除の申請を行うことができるという内容をより詳細に規定し、『独占禁止法』の中でも原則的性質の強かった免除規定に運用可能性をもたせ、経営者の適法な権利をより有効に保護できるようにした。(第 27 条、第 28 条)
- (4) 『独占禁止法』中のリニエンシー制度をより詳細に規定し、「重要な証拠」の含意を明確にした。(第 33 条、第 34 条)

## 2. 今後の留意点

『独占禁止法』では「セーフハーバー」制度の市場シェア等の要素について規定されていないことから、上位法の証拠が不十分であるとして、本規定では「セーフハーバー」制度が設けられていない。

(全 36 条)

## 生態環境損害賠償案件の審理に関する若干の規定（試行）

（発令元）最高人民法院

（法令番号）法積〔2019〕8号

（公布日）2019年6月4日

（施行日）2019年6月5日

### 1. 主なポイント

- (1) 「やや重大」、「重大」、「特に重大」な突発的環境損害案件が発生し、国家級及び省級の主体機能区計画において指定されている重点生態機能区、開発禁止区で環境汚染、生態破壊事件等が起きた場合、省級、地級市級の人民政府等が原告となり訴訟を提起することができる。  
（第1条）
- (2) 生態環境損害賠償訴訟案件の第一審は、生態環境損害行為の実施地、損害の結果の発生地又は被告住所地の中級以上の裁判所が管轄する。（第3条）
- (3) 初めて「生態環境の修復」を、生態環境損害の法的責任を負担する方法の1つとしたうえ、「修復効果の事後評価費用」を修復費用の範囲に含めることを明確に定めた。  
（第12条、第13条、第15条）
- (4) 協議を訴訟提起の前提条件として定め、原告が生態環境への損害の責任者と協議して合意に至らないか、協議が行えなかった場合、生態環境損害賠償訴訟を提起することができるとした。  
（第20条）

### 2. 今後の留意点

環境への汚染や、生態の破壊により人身傷害、個人や集団の財産の損失をもたらした場合の賠償請求、海洋生態環境による損害賠償請求については、本規定は適用されない。（全23条）

## II 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

王氏は2014年5月にA社に入社し、貨物の輸出入通関業務を担当することになり、5年間の労働契約を締結した。2017年7月18日、A社は王氏との労働契約を解除し、経済補償金も支払った。王氏の離職後に、A社は何度も電話やWeChatで連絡し、王氏に業務用PCのパスワードを開示してPC内の書類を引き渡すよう求めたが、王氏は都度拒否して教えなかった。

連絡によりパスワードを入手することができなかったため、A社は専門の業者に委託して王氏の使っていたPCのパスワードを解析したところ、関連部分のデータはすでに王氏により削除されていたことがわかった。その後A社は8,000元をかけてハードディスクを修復することになった。A社は裁判所に訴えを提起し、王氏がPCの修復費用の8,000元を支払うことを請求した。

### 2. 紛争の焦点

PCの修復費用は王氏により負担されるべきか。

### 3. 弁護士分析

『労働契約法』第50条第2項の規定により、従業員は約定に従って業務引継ぎを行うべきであるとされている。業務引継ぎを行うことが明確には約定されていない場合であっても、信義則に照せば業務引継ぎを行うべきである。本ケースにおいて、王氏は離職時に物品の引渡しを行い、A社にPCを返還したものの、パスワードを教えることを拒否し、PC内のデータを削除していた。A社は後に電話やWeChatで連絡をしたり、顧問弁護士からの弁護士レターを送付することにより王氏にパスワードの開示を求めており、王氏にはこれらに協力する義務がある。A社では従業員がハードディスク上のファイルを削除することを明文で禁じていたわけではなかったが、会社の財務や経営に関わるデータファイルの完全性を保証することは従業員として遵守すべき基本的義務であり、従業員は会社の許可なくハードディスクに保存されたデータファイルを無断で削除してはならない。このため、王氏がPCのパスワードを知らせることを拒否したうえ、PCデータを削除したという行為は、『労働法』に違反する行為であり、A社が修復に支出した費用は、王氏が負担すべきである。

### 4. 司法判断

裁判所は王氏に、A社に対し関連の費用を賠償することを命じる判決を言い渡した。

### 5. 留意点

司法の実務において、従業員が離職時にPC内のデータを削除してしまうというケースはしばしば発生しているが、これは以下のような方法により防止することができる。

- (1) 就業規則を整備し、入社時の研修をしっかりと行う。
- (2) 適時PCのバックアップをとる。
- (3) 離職時の業務引継ぎの流れを整備する。離職する従業員の引継ぎには、担当業務の責任に関するものと、業務内容に関するもののほか、会社の財産や物品（制服、鍵、PC、携帯電話のSIMカード等）の引渡しも含まれるが、いずれも引継ぎをした者と引継いだ者による確認の署名を取っておく必要がある。